

2012 年度 都道府県協会 公益目的事業等活動支援金 限度額について

平成 21 年度第 11 回 JFA 理事会にて承認頂いた内容（「JFA メンバーシップ制度基本還元金」と「PHQ 支援制度」について）にて、平成 24 年度（2012 年度）都道府県協会に対する「基本交付金」ならびに「特別補助金」（今後は二つを合わせ「公益目的事業等活動支援金」と称する）の限度額を別紙資料の内容にて算出。

<別紙>

資料①：2012 年度 都道府県協会 公益目的事業等活動支援金 限度額

<補足説明>

2010 年度 JFA 決算登録料収入に関する詳細は下記の通り。

登録料収入：2,027,808,100 円。各カテゴリーの内訳は、チーム登録料：108,280,000 円、選手登録料：930,604,100 円、監督登録料：27,140,000 円、役員登録料：5,162,000 円、資格登録料：12,655,000 円、フットサル個人登録料：89,673,500 円、フットサル大会登録料：11,543,000 円、審判登録料：580,036,500 円、指導者登録料：262,714,000 円。

都道府県別の公益目的事業等活動支援金の限度額を下記内容にて算出。

① 基本交付金 I：

2010 年度都道府県別登録納付料 15%

なお、各部より提供のあった登録数・登録料のデータから算出した登録料の総額が 2,023,866,100 円となり決算額と 3,922,000 円誤差あり。+3,922,000 円を 47 都道府県に比例配分。そのため基本交付金 I の総額は 304,171,215 円

② 基本交付金 II：

2010 年度 JFA 登録料総収入 30% (608,342,429 円) × 都道府県別登録指数

*都道府県別登録指数：都道府県別登録数人口比を全国偏差値換算の上、指数化

③ 特別補助金 I：

2010 年度 JFA 登録料総収入 2.5% (50,695,202 円) × 都道府県別マイナス是正指数

*都道府県別マイナス是正指数：過去 4 ヶ年平均支給額と上記①・②の合計支給額の都道府県マイナス分を算出。マイナス総額との比で指数化

④ 特別補助金 II：

上記①、②、③の合計額が、最低補償額が 1500 万円に足りなかった場合のみ支給

*奈良県協会に対し 872,265 円、和歌山県協会に対し 1,494,295 円、宮崎県協会に対して 235,605 円。

全体の限度額と 2011 年度支給額のバランスは-38,961,806 円。削減額は約 39,000 千円。